

◇古平町では不妊治療費の助成事業を行っています◇

古平町では、不妊治療を希望するご夫婦の経済的な負担を軽減のため、次のとおり助成事業を行っています。

○対象の治療は？

- (1)一般不妊治療 体外受精および顕微授精を除く不妊治療で、タイミング法、薬物療法、人工授精等に係る治療。
- (2)生殖補助医療 体外受精および顕微授精に係る治療。
※ただし、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や代理母、借り腹によるものは対象となりません。
- (3)先進不妊治療 (2)の治療と併用して実施された厚生労働省で先進医療と告示されている技術。

○対象となる人は？

※以下①～⑦のすべての要件にあてはまる方が対象です。

- ①令和5年4月1日以降に、上記の「対象の治療」を開始した方。
- ②婚姻をしている夫婦（事実婚を含む）であること。
- ③夫婦のいずれもが、古平町に住所があり、町税の滞納がないこと。
- ④夫婦のいずれもが、医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。
- ⑤夫婦のいずれかが、医療機関において不妊症と医師に診断されていること。
- ⑥妻の年齢が43歳未満であること。
- ⑦他の市町村において、治療に要した経費の助成を受けていない者又は受ける見込みのない者。

○助成内容は？

一般不妊治療・生殖補助医療(保険適用)		先進不妊治療(保険適用外)	
保険負担(7割)	自己負担(3割)	7割(上限35,000円)	自己負担(3割)
この部分が助成対象となります。			



⇒裏面に続く

治療法	助成額		助成期間
(1)一般不妊治療	医師が不妊治療と認めた検査、人工授精等の治療に要した自己負担額のうち、1年度あたり上限10万円		通算3年
(2)生殖補助医療	排卵を伴う治療	1回の治療につき上限15万円	妻の年齢が40歳未満の場合、43歳になるまで通算6回。
	排卵を伴わない治療等	1回の治療につき上限75,000円	
(3)先進不妊治療	1回の治療において、先進不妊治療にかかった自己負担額の10分の7として、上限35,000円		妻の年齢が43歳未満の場合、43歳になるまで通算3回。

※高額療養費制度や付加給付の対象となる場合は、自己負担額に対し助成します。

○交通費の助成は？

不妊治療のための通院にかかる交通費等の一部を助成します。ただし、治療への同行（同行者も治療を受けた場合は対象）、薬を受け取るためだけの来院、支払いのためだけの来院は対象外です。

医療機関等の所在地		助成額(1往復あたり)
札幌市	(古平の自宅から75km以内)	2,450円
	(古平の自宅から75kmを超える)	3,200円

○申請に必要な書類は？ 【申請先は古平町です】

- ①古平町不妊治療費助成事業申請書
- ②古平町不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関が記載）
- ③不妊治療に要した費用に係る領収書（医療機関が発行）
- ④振込先口座のわかるものの写し
- ⑤（事実婚の場合）事実婚関係に関する申立書
- ⑥古平町不妊及び不育症治療通院交通費支援助成金交付申請書



※高額療養費や付加給付の対象となる場合、支給額がわかる書類を提出してください。

○申請の期限は？

不妊治療の終了する日の翌日から起算して30日以内。

～お問い合わせ先・相談先～

（不妊治療に関する相談もお受けしています※秘密厳守）

古平町役場 保健福祉課 健康推進係

（古平町子育て世代包括支援センター『古平すくすくセンター』）

0135-48-9839